

新潟市立巻東中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

いじめは絶対に許されない深刻な人権問題である。しかしながら、どの学校・どの学級にも生じる危険性を含んでいる。その重大性を全生徒・全教職員がしっかりと認識し、生徒同士がお互いに認め合い、支え合う人間関係を構築するとともに、生徒・保護者・地域と教職員がお互いに強固な信頼関係を築くことにより、いじめの未然防止及び早期解決をできる学校体制を学校・保護者・地域が一体となってつくり上げていく。

2 いじめ防止対策について

「いじめが発生するかもしれない」という危機感を抱いて行動する職員集団を目指す。日頃から全教育活動で「生徒の心の中のルールづくり」を推進しながら、生徒と共有する時間を確保し、生徒にとって「安全で過ごしやすい学校」づくりを目指す。

(1) 未然防止について

- ① 全教育活動を通して、「いじめは絶対にしない、させない、見逃さない学校」づくりを呼びかけていく。特に「見ていただけ」「そこにいただけ」と主張するような、いじめを見逃す姿勢を許さない正義の心を生徒・職員・保護者・地域で一体となって進めていく。
- ② いじめ防止や早期発見のためには、何よりも生徒と教師の信頼関係づくりが大切である。日頃から授業だけではなく、休み時間、放課後、委員会、部活動時を利用して生徒と一緒に過ごす時間を増やすように心掛けていく。
- ③ 生徒の中の正義の心を大切にするように、日々、生徒の「心の中のルールづくり」が進むように集会での講話などを充実させる。併せて、道徳の授業で各自の道徳心が高まるような考える授業を設定する。
- ④ 生徒の心のよりどころになるように日頃から教育相談の充実を図る。併せて、日々の「生活の記録」を活用する。
- ⑤ いじめの早期発見のために、「生活・いじめに関するアンケート」を毎月生徒に実施する。
- ⑥ 学級・学年を中心に各生徒の役割を明確にし、自己有用感が高まるように学級活動、学校行事等を工夫していく。また、「生徒・職員アンケート」と「保護者アンケート」を年2回実施し、生徒の学校生活満足度を把握するように努める。
- ⑦ 生徒会主催の「いじめ見逃し0（ゼロ）スクール集会」を実施するだけでなく、各委員会であいさつ活動など心の交流を目指した取組「いじめ0（ゼロ）プロジェクト」を実施する。
- ⑧ 各地で起きている災害などで被災された方々の様子を学校全体で考え、風化させることなく、自分たちが恵まれていることに感謝をするなど、自他を尊重する学習を実施する。
- ⑨ 通信機器・タブレット端末の活用の推進と利用に関わる指導の充実を図る。

(2) 発生時の対応について

- ① 何よりも初期対応が大切である。最優先は被害生徒の気持ちになることと考える。
 - ・甘く見ないこと
 - ・1人であせったりしないこと
 - ・教師が先走ってスタンドプレーにならないこと
 - ・1人の教師で勝手に判断せずに、各主任・管理職に相談すること
 - ・被害生徒の困っていることや助けてほしいことなどをしっかり聴くこと
 - ・解決を急ぎすぎないこと以上のことを考慮し、まず被害生徒と保護者の認識・状況確認に努める。
- ② 被害生徒を職員全体で守っていくことを生徒・保護者と約束する。
(知った以上はこれ以上絶対に悪化させない)
- ③ 周りの信用のできる生徒から事実確認を行う。(この場合は生徒1人に教師1人でもよい)
 - ・信頼のできる生徒の判断→加害生徒、被害生徒の関係
周囲の雰囲気(両面から)
加害側の背後関係

過去の様子などを考慮する。

- ④ 信用できる生徒からの情報を擦り合わせ、事実を確認する。（絶対に推察で行動しない）
- ⑤ 情報提供者の氏名は絶対に明かさない。また、知られないように場所や時間等も考慮する。
- ⑥ 加害生徒にはできる限り、教師が複数で対応する。
（事実だけを確認する・絶対に推察を含まない・指導は後回し・事実確認を優先する）
- ⑦ 聞き取る内容には以下のものが主なものと考えられる。
 - ・いつ・どこで・誰が・誰に・どこで・どんな行為を・なぜ・今の心境は（※ここでも解決をあせって、絶対に推察で聞き取りをしない）
- ⑧ 事実確認中に勝手な約束をしない。（「ここだけにするから」など）
- ⑨ 事実を集約する。「食い違い」がある場合には再度確認をする。あいまいなままにしておかない。（ここでも、推察の禁止）
- ⑩ 集約の際には当然、ある程度の被害生徒と加害生徒の食い違いは生じる可能性がある。確認した後は、主張の一致するところと食い違いがあるところをはっきりさせておく必要がある。被害生徒の言うことだけを鵜呑みにして、推察で判断をしないようにする。
- ⑪ 事実を集約し、いじめ対応ミーティングを開き、対応策を協議する。
- ⑫ 加害生徒・保護者への指導を行う。
 - ・事実を正確に伝える。
（生徒の誤った行為を指導するものであり、生徒自身の人格を否定するものではない。）
 - ・事実の行為への指導を適切に行う。（場合によっては外部機関とも連携を図る）
 - ・被害生徒の心の傷・願いを正確に伝える。
 - ・いじめをさせた背景を理解し、相談にのる。
 - ・再発防止への指導を行う。
 - ・保護者と協力して本人を支援していくことを確認する。
（保護者もどうしたらよいかわからない場合も多く、保護者の相談に十分に応じる）
 - ・家庭での指導やお願いすることを明確にする。
 - ・学校生活に目標を持たせる。
- ⑬ 被害保護者への連絡（最終的な通知）を行う。
 - ・事実を正確に伝える。
 - ・今後の連携を密にして、何らかの変化があったら、すぐに報告を確認することを確認する。
- ⑭ 学級・学年集団への指導を被害生徒・加害生徒の気持ちを察しながら学年集会等で行う。
- ⑮ その後の対策として、以下のことができるように取り組んでいく。
 - ・学級等での情報の早期吸い上げのできる体制づくり
 - ・家庭との連携の強化
 - ・学年・学級での防止策づくり
 - ・生徒会・委員会でのいじめ根絶への取組
 - ・被害・加害生徒との相談の継続
 - ・職員間の一貫した生徒指導
- ⑯ 常に全職員で全生徒を見取る気構えや本気の姿勢を見せていくことが生徒にも伝わっていく。

3 いじめの未然防止への組織について

毎週一回、気になる生徒について書面により、全職員で情報の共有化を図り、対応していく。また、以下の組織をいじめの未然防止の観点からも立ち上げ、情報の共有化を進めていく。

昨今の状況を考え、いじめにつながる危険性のある通信機器の取扱いについて、新入生入学説明会やPTA総会等でその危険性にかかわる講話を随時行っていく。

（１）校内

- ・学年部会（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）
開催数：適宜
構成員：学年主任、学級担任、副任
- ・生徒指導部会（いじめ・不登校対策委員）
開催数：週１回【授業時のコマの中に配置】

構成員：教頭、各学年生徒指導教諭、適応指導担当教諭、特別支援担当教諭、養護教諭、生徒指導主事

- ・運営委員会（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）

開催数：毎朝の情報共有、月1回程度【授業時のコマの中に配置】

構成員：校長、教頭、（学校事務）、教務主任、各学年主任、研究主任、生徒指導主事

- ・職員会議（多面的生徒理解・いじめ防止情報の共有）

開催数：毎朝の情報共有、月1回程度【放課後の時間に配置】

構成員：全職員

（2）小・中学校の連携した取組

- ・巻東中学校区小中連携協議会生徒指導部会（いじめ防止活動の共有化を図る）

開催数：年3回（6月、8月、3月）

構成員：中学校区教職員

（3）中学校区健全育成パトロール

- ・巻地区青少年育成協議会・PTA 地域代表委員会（パトロールを含む）

開催数：年4回（4月、7月、12月、3月）及び巻夏まつり開催時3日間

構成員：巻高等学校・巻総合高等学校生徒指導主事、
巻東中学校3名（生徒指導主事、PTA代表2名）、
巻南小学校2名（生活指導主任、PTA代表2名）、
漆山小学校2名（生活指導主任、PTA代表2名）、
及び巻夏まつり開催時はPTA役員20名程を募る。

（4）小中学校区地域活動（いじめ防止情報の共有化及び学校地域協働活動を含む）

- ・学校運営協議会、民生児童委員連絡会

開催数：年4回（4月、7月、10月、2月）

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、地域教育コーディネーター、学校運営協議会委員、民生児童委員

- ・巻東中学校後援会理事会

開催数：年3回（4月、7月、11月）

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、後援会長、中学校区各自治会長

4 連携機関について

いじめ問題が、重大事態に発展する場合もある。必要に応じて校長、教頭と相談し、生徒指導主事が窓口になり、外部機関との連携を図る。

- ・主な連携機関

①西蒲区教育支援センター、②西蒲警察署、③新潟市児童相談所・西蒲区健康福祉課

④新潟市教育委員会SST・SSW等

5 重大事件発生時の対応について

いじめが、その後重大事件と発展する場合も考えられる。重大事件の主なものとしては、生徒がいじめを受けたことをきっかけに

（1）生徒が自殺を図った場合

（2）生徒が身体に重大な被害を負った場合

（3）生徒の金品に重大な被害を及ぼした場合

（4）生徒が精神上的の疾患を発生した場合

（5）生徒が欠席することを余儀なくされている場合

などが考えられる。職員はいじめの対応に当たっては、常に細心の注意を払って行動するとともに、上記の重大事件に発展しないように考慮していく。万が一上記のような事態が生じた場合には、教育委員会に速やかに報告し、その指示のもと、外部機関と連携しながら迅速に対応に努める。